主な質疑

（原案質疑）

Q. 共同浴場管理費補助金400万円の根拠。

A. 平成14・15年度の収入の月平均収入額から算出した。

Q. 震災による三俣共同浴場の対応。

A. 今回の破損ポンプもメーカーに見てもらったが、修繕した場合と新規購入の金額が同程度になるとのことから、新規に購入したい。

Q. 観光事業会計の30％収入減はコンサル等に委託して算出した額か。

A. 委託はしていない。あくまでも推計値であり、予算は年間予算のためこのように計上した。

Q. 震災による入浴料の無料については、町が風呂を借り上げたのか。

A. 町が無料化を決定し、その分を公社に助成するとの話の中で開放した。10月28日午後以降、11月末まで122万円の義援金が集まっている。

（修正案質疑）

Q. ロープウェー事業所に補助金を削減し、その後の対応をどう考えるか。

A. 補助金を出していけないということではない。不足があれば臨時議会を開けばよいと考えている。企業債の償還までは必要ないと考えている。

Q. 共同浴場管理費補助金をなくするといっているが、公社は他に収入がない。やったことの責任を追及することと、この予算を否決して相手に迷惑をかけることは違う。

A. 湯沢町だけが町民まで無料としている。他のところは記帳する等の方法でやっている。公社に補助金を出すのが悪いといっているのではない。償還金が用意されているのだから、当面はそれでやりくりすることもできる。

Q. 共同浴場管理費補助金を削減せよと言うが、公社は他に収入がない。役場執行部のやったことの責任を追及するのは良いが、公社に迷惑をかけてよいということにはならないのではないか。

A. 他にも温泉施設を無料にした町村もあるが、そこでは被災者やボランティアのみに対してであった。一般町民まで無料にしたのは湯沢だけであり、それが誤った決定であったといっているのだ。公社に補助金を出すのが悪いと言っているのではない。

・採決の結果、この修正案は賛成少数で否決された。

平成16年度一般会計補正予算（第5号）に対する修正案

一般会計補正予算（第5号）の審議

高橋博幸議員より修正案が提出された。

・修正案の内容

公衆浴場費のうち、共同浴場管理補助金400万円を削除する。また観光事業費のうち観光事業会計補助金1億7千400万円を削除する。

・修正案提出の理由

この度の震災に関わって、被災者とボランティアの入浴料のみならず、町民すべての料金を無料としたことは政策の誤りである。温泉を管理する都市施設公社にその減収分400万円を補助せねばならず、こうした税金の使い方は容認できない。

また観光事業会計への補助金については、この冬季営業終了までの減収分を30％と見込んでの補助金の増額であるが、30％の減収見込みは根拠も確実性もなく、さらに不足となれば補助の増額となるのは明らかである。当面12月までの不足分だけの増額にとどめるべきである。

・修正案に対する主な質疑（答弁は修正案提出者）

Q. 補助金削減の後の対応をどうしたらよいと考えるのか。

A. 補助金を出してはいけないというのではない。不足が明らかになった段階で臨時議会を開けばよい。企業債の